

# 令和7年度 北陸地方整備局（港湾空港関係） 総合評価落札方式の取り組み

---

令和7年6月20日（新潟会場）

令和7年7月 4日（北陸会場）

北陸地方整備局  
港湾空港部 品質確保室

# 目 次

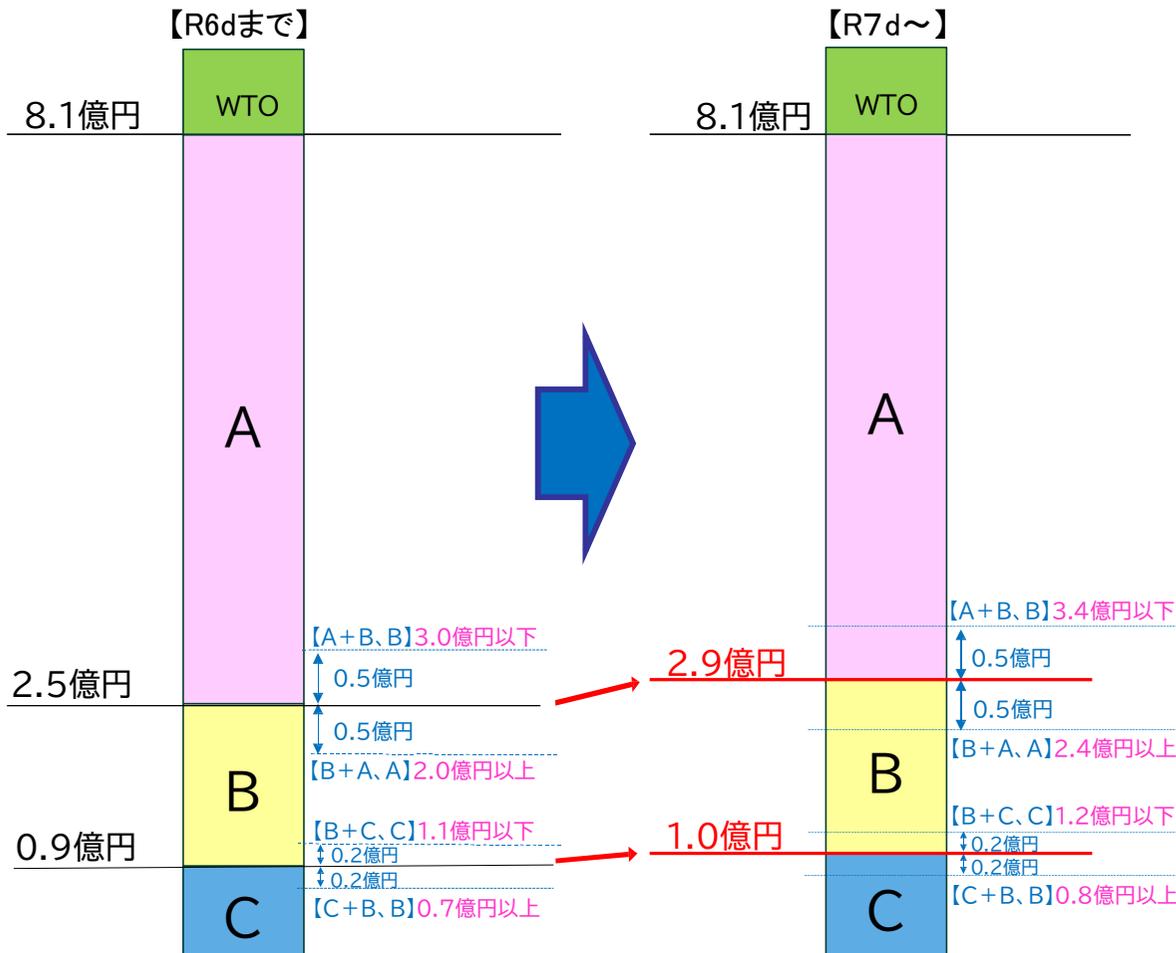
1. 発注標準の見直しについて 【工事】
2. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価(対象案件の拡大) 【工事・業務】
3. 施工能力評価型 I 型(チャレンジ型)において求める施工計画の項目数について 【工事】
4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し(継続) 【工事】

# 1. 発注標準の見直しについて

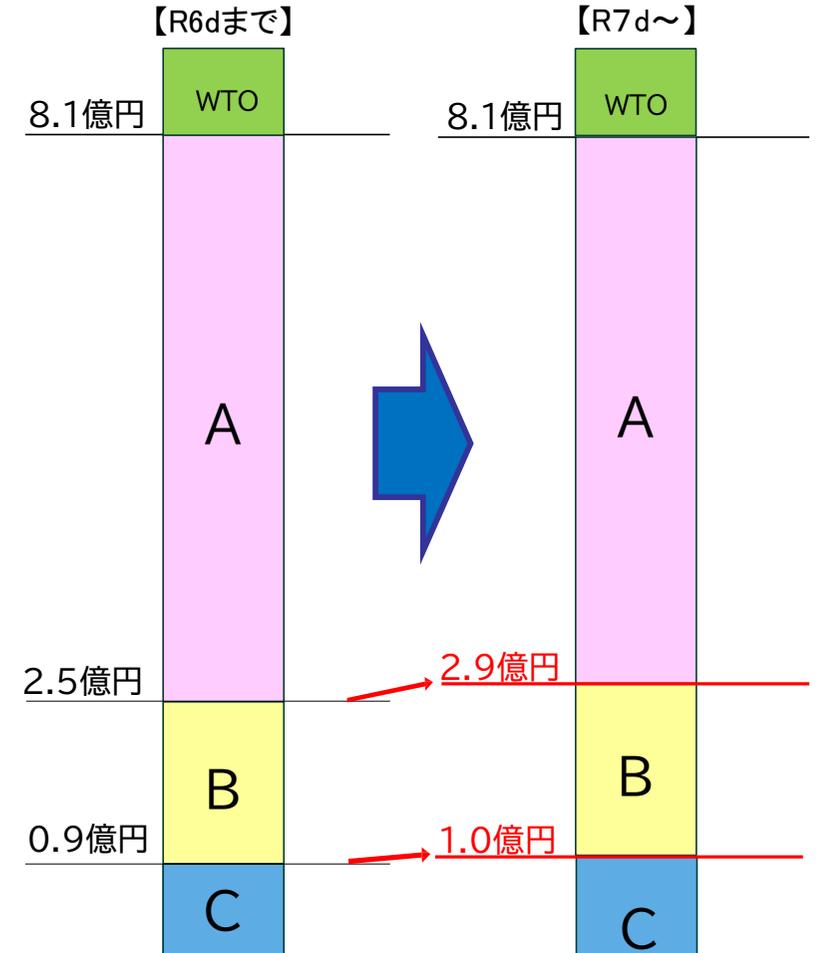
○ 令和7年度に契約する工事から各工種区分の発注標準金額が引き上げられた。

R7.4月以降契約案件～

(港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事)



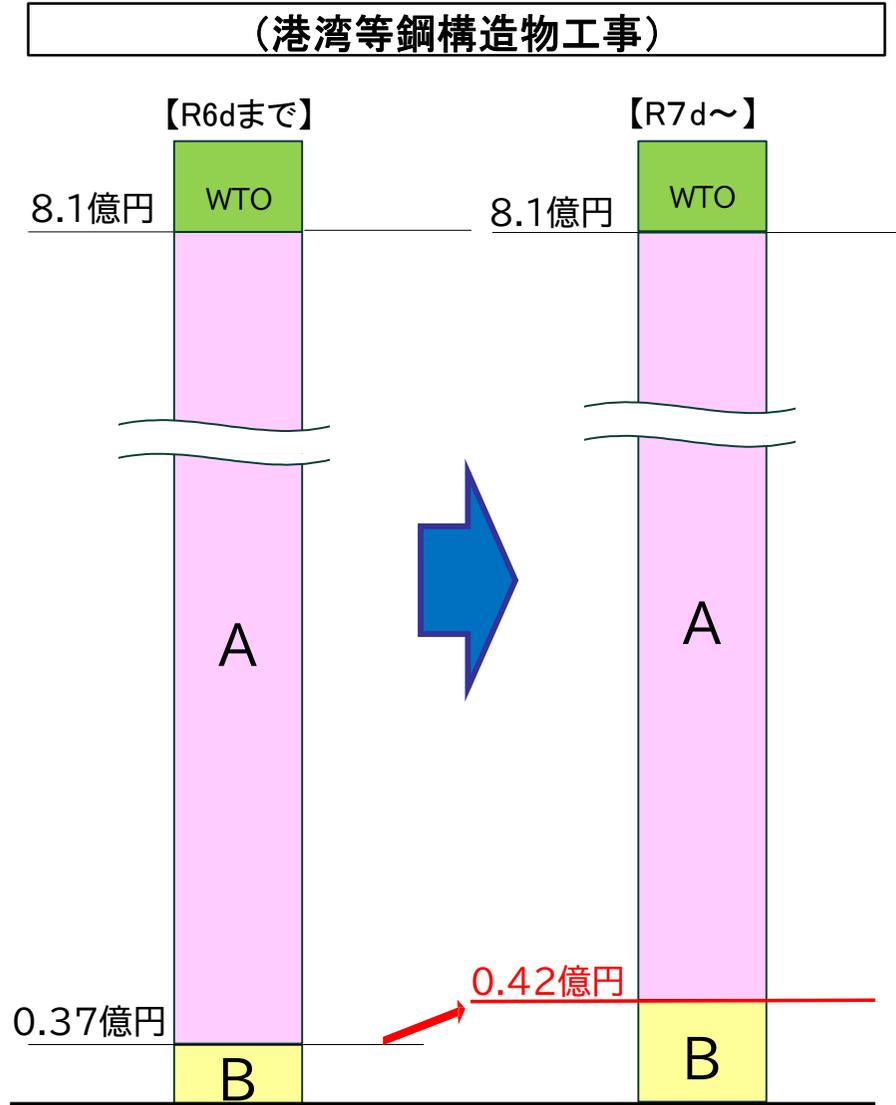
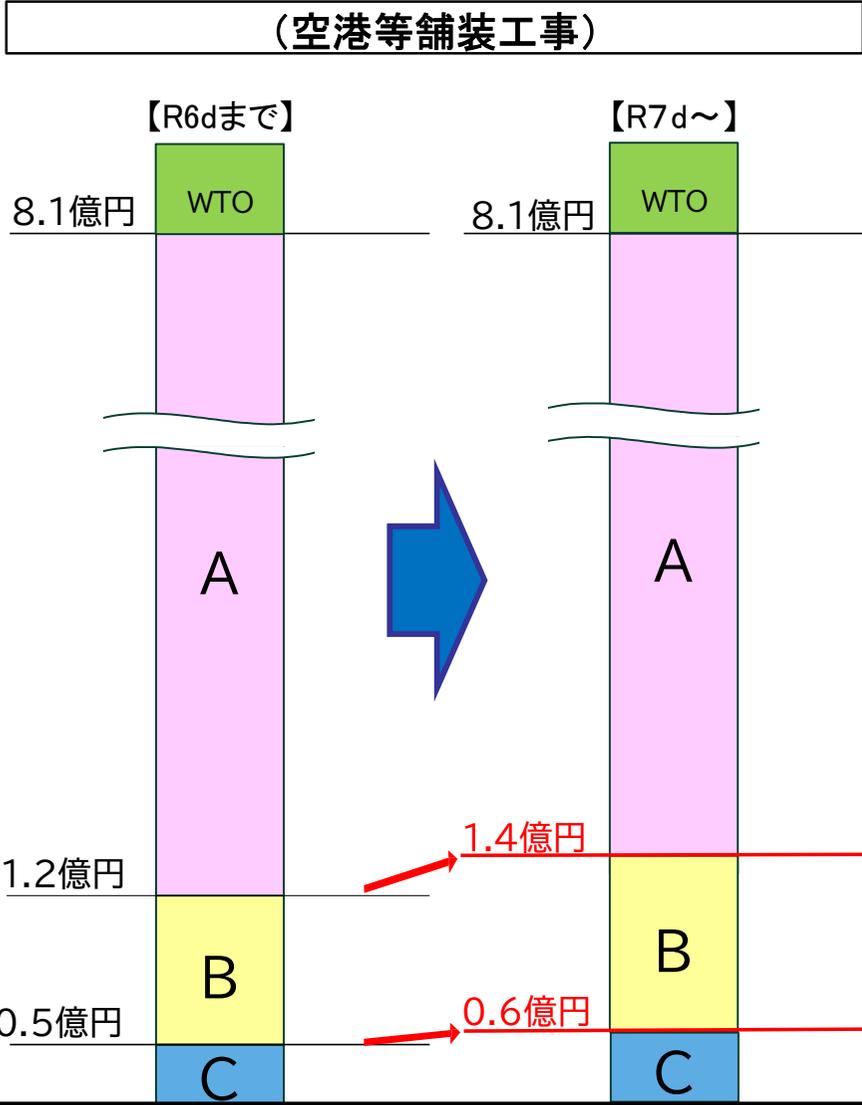
(空港等土木工事)



# 1. 発注標準の見直しについて

○ 令和7年度に契約する工事から各工種区分の発注標準金額が引き上げられた。

R7.4月以降契約案件～



## 2. 「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」の評価（対象案件の拡大）

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等の取組を推進するため、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を加点評価する取組の対象案件を拡大する。

### 【対象案件】

H29年4月～：港湾土木工事（WTO対象）で段階選抜方式を行う工事を対象

R 6年7月～：港湾土木工事A等級の全ての工事に拡大

R 7年度 ～：全ての工種区分・等級（建設コンサルタント業務等を含む）に拡大

### 【現行】

- ・港湾土木（WTO）対象工事
- ・港湾土木（A等級）対象工事

拡大

### 【R7d～】※10月1日以降の公告案件から適用予定

- ・全ての工事（総合評価落札方式）
- ・全ての業務（プロポーザル方式）  
（総合評価落札方式）

### 【評価項目・評価基準】

次に示すいずれかの認定を受けていること。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）
- ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）



### 3. 施工能力評価型 I 型（チャレンジ型）において求める施工計画の項目数について

- 現行において、I 型（チャレンジ型）で求める施工計画は、特に重要と考えられる施工方法の「2項目」について記述することとしている。
- 工種が少ない工事や能登半島地震に係る災害復旧工事の場合は、求める施工方法の項目数を「1項目」として設定することができるものとする。

R7.5月以降公告案件～

総合評価タイプ	現行					改訂後			
	項目数	満点	施工計画の配点	評価方法		項目数	満点	施工計画の配点	評価方法
施工能力評価型 I 型(標準)	1項目	—	—	可・不可		1項目	—	—	可・不可
施工能力評価型 I 型(チャレンジ型)	2項目	30点	最大15点/項目	点数化		2項目	30点	最大15点/項目	点数化
	—	—	—	—		1項目	15点	最大15点/項目	点数化

#### I 型（チャレンジ型）の配点

	<A等級>		<A等級以外>	
	【2項目】	【1項目】	【2項目】	【1項目】
①施工計画	30点	15点	30点	15点
②企業の能力等	5点	5点	4点	4点
③技術者の能力等	5点	5点	4点	4点
④地域精通度・貢献度	—	—	2点	2点
加算点合計	40点	25点	40点	25点
⑤施工体制評価点	30点	30点	30点	30点
⑥標準点	100点	100点	100点	100点
合計点	170点	155点	170点	155点

# 4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し（継続）

- **北陸地方整備局港湾空港部**では、**令和6年能登半島地震**からの早期の復旧・復興に向け、**総合評価落札方式の見直し**を行った。（R6年7月以降の公告案件から適用）
- **令和7年度に実施する総合評価落札方式**においても、**各取り組みを継続**する。

## 取り組み一覧

No.	項目	内容	総合評価タイプ	対象等級区分
1	総合評価タイプの緩和（I型、II型）	・工事難易度の低い工事についてI型、II型の範囲を拡大する。 ・申請書の作成および技術審査の簡素化により、発注手続期間の短縮、受発注者双方の負担軽減を図る。	I型 II型	全等級 (WTO除く)
2	技術提案テーマ数の見直し（S型）	・技術提案を1テーマ×2着目点とする。 ・技術提案書の作成および技術審査の簡素化により、発注手続き期間の短縮、受発注者双方の負担軽減を図る。	S型	全等級
3	一括審査方式の活用（継続）	・競争参加資格や総合評価方式の評価項目等を共通化できる複数工事を同時に公告し、技術審査・評価を一括して実施する「一括審査方式」を積極的に活用する。	全タイプ	全等級 (WTO除く)
4	工事实績重視チャレンジ型（試行）	・工事成績と表彰の評価を省略し、工事实績を重視した評価とすることで直轄工事と地方自治体等の実績を同等に扱う取り組みを試行する。	I型 II型	A等級以外
5	フレームワーク方式（指名競争）（試行）	・複数の工事（フレームワーク）について、予め参加希望者の意思を確認し、施工能力を審査した上で、参加企業名簿を作成し、その中から工事参加者を指名。	指名	A等級以外
6	企業能力評価型（試行）	・企業の能力のみを評価し、技術者の評価項目を省略する。 ・技術者の評価を省略することで、受発注者双方の負担軽減を図る。	II型	A等級以外
7	復旧・復興JV	・技術者不足等により地元の単体企業のみで担えない場合、地域外の企業を活用し、必要な体制の確保を図る。	全タイプ	全等級 (WTO除く)
8	専任特例2号の監理技術者の適用要件拡大	・専任特例2号の監理技術者（旧特例監理技術者）の適用要件を支出負担行為担当官工事、工事難易度がⅢ以上も対象に拡大。	全タイプ	全等級
9	能登半島地震を受けた賃上げ加点評価の対応	・北陸地方整備局（港湾空港関係）が発注する総合評価落札方式の調達における全ての案件について、賃上げを実施する企業に対する加点措置を当面の間取り止める。（※R6.4.1公告～）	全タイプ	全等級

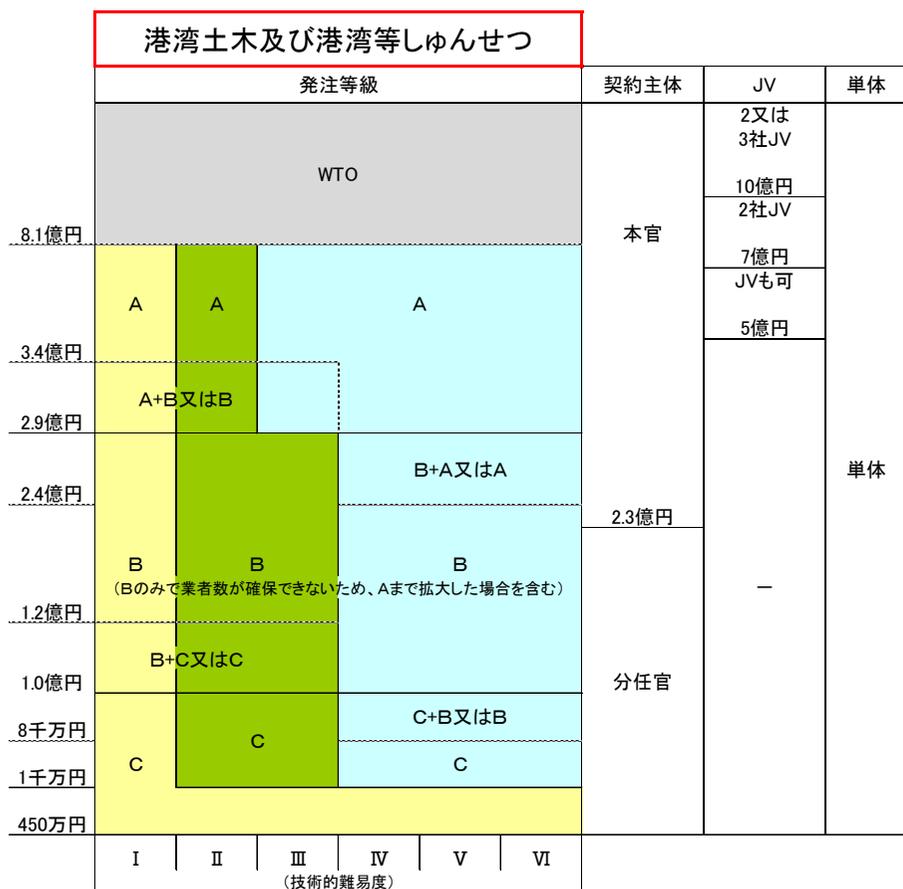
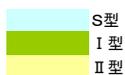
# 4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し（継続）

## ○総合評価タイプの緩和

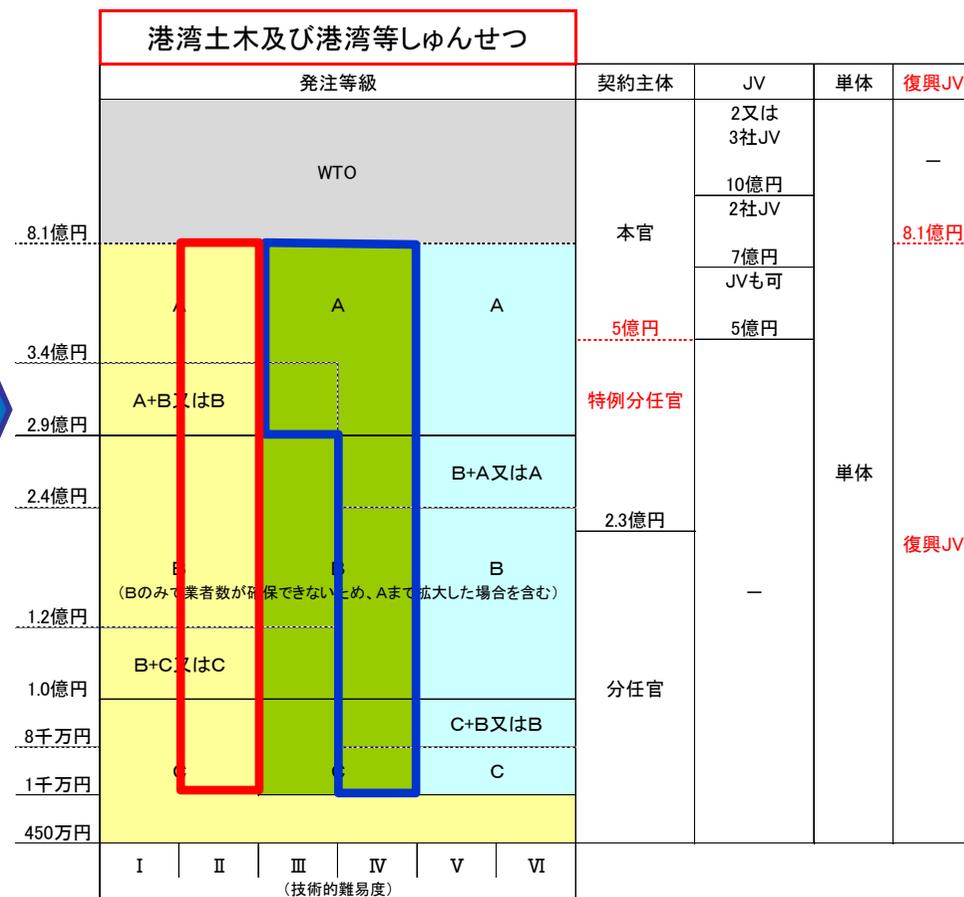
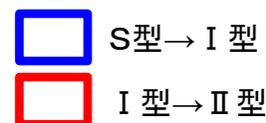
施工能力評価型 I 型、II 型を拡大する。

➤ 申請書の作成の簡素化、技術審査の簡素化により、発注手続き期間の短縮を図る。

(通常)



(災害復旧)



## ○技術提案テーマ数の見直し

技術提案評価型S型の技術提案の課題テーマ数を低減する。

▶ 技術提案書作成の簡素化、評価の簡素化により、発注手続き期間の短縮を図る。

（通常）

総合評価タイプ	技術提案の課題テーマ数	各テーマの着目点数
WTO	2テーマ	3着目点
非WTO (難易度Ⅳ以上)	2テーマ	2着目点
非WTO (難易度Ⅳ以上で単一工種)	1テーマ	2着目点



（災害復旧）

技術提案の課題テーマ数	各テーマの着目点数
1テーマ	2着目点

# 4. 令和6年能登半島地震にかかる総合評価方式の見直し（継続）

## ○専任特例2号の監理技術者の適用要件拡大

建設業法第26条第3項のただし書き第2号により、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置した場合、監理技術者は「専任特例2号(旧特例監理技術者)」となり複数(2件まで)の工事を兼務することが可能。

### 【専任特例2号の監理技術者の兼務を認める要件】※以下の全てを満たすこと

- ・兼務する工事において、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な立ち会い等の職務を適正に遂行できること。
- ・兼務する工事は2件までとする。
- ・兼務可能エリアは工事ごとに設定する。
- ・専任特例2号の監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制など、その他要件は入札説明書を確認すること。

(直轄工事(港湾空港関係))  
分任支出負担行為担当官工事  
工事難易度がⅡ以下



### 能登半島地震の災害復旧工事(R6.7.1以降から適用)

支出負担行為担当官工事も対象に拡大  
工事難易度がⅢ以上も対象に拡大

### 【監理技術者補佐の要件】※以下のいずれかを満たすこと

- ・建設工事の種類に応じた一級施工管理技士補であって、主任技術者の資格(二級施工管理技士等の国家資格者や実務経験)を有する者。
- ・建設工事の種類に応じた監理技術者の資格を有する者。

### 専任特例2号の監理技術者の配置イメージ

監理技術者補佐をそれぞれの工事ごとに専任で配置することで、専任特例2号の監理技術者(旧特例監理技術者)は2工事の兼務が可能

